## 民主化闘争情報

No. 858 2012年4月11日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

浦和電車区事件刑事裁判の上告棄却により、被告7名全員を有罪とする一審判決が確定した。JR東日本ユニオンは、今回の最高裁の判断を受けて、4月9日、JR東日本に職場規律の確保を求める申し入れを行った。

## JR東日本1=オンが職場規律の確保を求めて会社に申し入れ! JR東日本は東労組と締結する「労使共同宣言」を破棄すべき!

JR東日本は、上告棄却を受けて、各職場に清野社長名で書面を掲出し、その中で「JR東日本が全社を挙げて取り組んでいる『安全』の確保と『良質な輸送サービス』の提供は、社員が安心して働くことの出来る職場環境があってはじめて実現するものです。その意味で、会社としては、二度とこのような不幸な事件が起きることのないよう『職場規律の確保』に最大限、力を尽くしていきます。社員の皆さんも、この機会に、本判決が持つ意味をよく理解し、職場規律が重要であることを真摯に受け止めて欲しいと思います」と訴えている。

ところが、会社と「労使共同宣言」を締結しているはずの東労組は、事件を「えん罪」「国策弾圧」であると主張するとともに、この清野社長名の書面に対して、機関紙『緑の風』541 号で、「会社も社長名による『社員の皆さんへ』なる事実無根の文書を一斉に貼り出した。会社文書によると職場混乱が現実にあったとして、『職場規律の確保に最大限、力を尽くす』そうである。それでは問うが、いつ・誰が・どのようにして・いかなる職場混乱を起こしたのか具体的事実を持って語っていただこうではないか」などと反発している。

## 社長名の書面を「事実無根」と主張する東労組!

こうした状況を踏まえ、JR東日本ユニオンは、「安全」の確保と「良質な輸送サービス」の前提である「職場規律の確保」に向け、会社の見解を求める以下の申し入れを行った。

- 1. 浦和電車区事件のような「不幸な事件」を二度と発生させないために、今回の上告棄却を受けて、あらためて会社の「職場規律の確保」にむけた決意を明らかにされたい。
- 2. JR東労組は、機関紙『緑の風』541号で、上記清野社長名の書面を「事実無根の文書」であるとして反発するとともに、同事件を「えん罪」であると主張するなど、会社とは真っ向から見解を異にしている。

会社はJR東労組と「労使共同宣言」を締結しているが、社長名の書面を「事実無根の文書」などと主張する同労組と同宣言を締結していることについて、会社の見解を明らかにされたい。

3. 浦和電車区事件を惹起させたJR東労組の暴力的体質の背景には、国会でも繰り返し指摘される同労組への過激派・革マル派の浸透問題があると考える。

革マル派という反社会的集団が浸透しているとされるJR東労組と「労使共同宣言」を締結していることについて、コンプライアンスの観点からも問題があると考えるが、会社の見解を明らかにされたい。

「職場規律の確保に最大限、力を尽くしていく」ことについて、私達と会社の認識はまったく一致するものであり、会社の真摯な回答を期待したい。